

NXグループ サプライヤー行動指針

NXグループは、企業理念に基づき、事業を通じ世界の人々のより良い暮らしと持続可能な社会の発展を目指し、サプライチェーン全体で社会課題の解決に取り組んでおります。課題の解決にあたっては、サプライヤーの皆様と共に協力していくことが不可欠であり、相互発展的で健全な関係性を構築することが重要であると考えております。

このような背景を踏まえ、サプライチェーン全体で一層の取り組みを進めるため、NXグループと共にサプライヤーの皆様にご協力していただきたい指針として「NXグループ サプライヤー行動指針」を策定しました。本指針の趣旨と内容をご理解のうえ、以下の事項へのご協力をお願い申し上げます。

1. 安全・品質

労働安全衛生の促進

- 各国・地域の法令を遵守し、NXグループ安全理念「安全はすべてに優先する」との考えのもと、すべての従業員に対し、労働環境の安全を確保し、事故および災害を防止する。
- すべての従業員に対し、適切な健康管理を実施し、心身の健康の確保および増進に積極的に取り組む。

商品・サービスの安全性・品質の追求

- 各国・地域の法令を遵守し、安全性および品質を担保したうえで、商品やサービスを提供する。

事業継続計画の策定

- 自然災害をはじめとした予測できない状況に備え、影響の最小化に努めるとともに、事業の継続および早期復旧の体制を整える。

2. 法令および倫理基準

法令遵守

- 事業活動を行ううえで、各国・地域の法令を遵守する。取引を行う際は、競争制限的行為を禁止し、輸出入管理などが関わる取引においては、各国・地域の制裁および関税に関する法令および規制を遵守する。
- 各国・地域の汚職・腐敗行為防止関連法令を遵守し、直接的、または間接的を問わず、贈賄、違法な献金および利益相反等の汚職・腐敗行為を禁止する。
- 事業活動を行ううえで、各国・地域の法令または業界において求められている許認可の取得および更新を行う。

反社会勢力の排除

- 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力や団体とのあらゆる関係を遮断する。

3. 情報セキュリティ

- 各国・地域の法令を遵守し、情報管理体制を構築のうえ、個人情報を含む機密情報・秘密情報の適切な利用・管理を行うとともに、漏洩を防ぎ、情報システムやネットワーク上の外部の脅威から防御する。

4. 人権および労働条件

人権の尊重

- 各国・地域の人権関連法令および「国際人権章典」、「OECD 多国籍企業行動指針」、「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」、「国連グローバル・コンパクト 10 原則」「ビジネスと人権に関する指導原則」などの国際的な人権に関する基準を遵守する。なお、本項と国際的に認識された基準や原則および各国の法令・規制等の間に矛盾がある場合には、より厳しい要求が求められる基準を尊重する方法を追求する。
- あらゆる強制労働、人身取引および就労可能な法定最低年齢に満たない児童の雇用を禁止し、児童労働に限らず子どもの権利を尊重する。また、人種、国籍、宗教、障がい、性別、性自認、性的指向、年齢などによるあらゆる差別を禁止し、いじめ、ハラスメント、嫌がらせの撲滅を徹底し、個人の尊厳を尊重する。

公正な労働条件の確保

- 従業員への賃金の支払いおよび労働時間について、各国・地域の法令を遵守する。

5. 地球環境保全・気候変動

- 地球環境保全に関連する国際規範を尊重し、各国・地域の地球環境保全に関連する法令・規制を遵守するとともに、地球環境保全に係る方針およびマネジメント体制を構築し、適切に運用する。
- 化学物質、有害物質および廃棄物等を適切に管理し、土壌・大気・水質の汚染や騒音の防止および適切な水資源の利用を行い、地球環境保全に取り組む。
- 持続可能で効率的な方法での資源・エネルギー利用を行い、温室効果ガス排出削減に努める。
- 事業が生態系に与える影響を検討・把握し、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組む。

6. 地域住民・地域社会

- 事業活動を行ううえで、地域住民の権利を尊重する。また、地域社会や人々に与える負の影響を最小化し、地域社会の発展に貢献する。

本指針の運用につきまして、サプライヤーの皆様には次の取り組みへのご協力も併せてお願い申し上げます。

1. 周知・浸透の徹底

- 本指針遵守のための、貴社内における理解、浸透および継続的な改善
- 貴社サプライヤーへの本指針の伝達および遵守への協力依頼

2. 遵守状況の確認

- NXグループによる、貴社および貴社サプライヤーの本指針に関する遵守状況の確認を目的とした調査への協力

3. 予防・改善措置の実施

- 本指針への違反の予防措置、早期発見および改善のための取り組み
※改善措置が実行されない場合、取引見直しなどの対応がなされる可能性がある点をご留意ください。

4. 苦情処理体制の整備

- 違反およびその可能性に関する貴社における通報の仕組みの設置
- 通報者に対する、各国・地域の法令に基づいた機密性・匿名性の確保および報復行為の禁止の徹底

5. 透明性の確保

- ステークホルダーに対する透明性の確保および各国・地域の法令に基づいた適切な情報開示

本指針は必要に応じて適宜改定いたします。